

[参考]

1 関係法令の指定・規制等

1-1 環境基本法に基づく環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準は表 1-1 に、名古屋市における大気汚染に係る環境目標値は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準について(昭和48年 環境庁告示第25号)
二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年 環境庁告示第38号)
ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について(平成9年 環境庁告示第4号)
ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準について(平成13年4月20日 環境省告示)

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(備考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 1-2 名古屋市における大気汚染に係る環境目標値

(昭和49年 名古屋市告示第184号)
(昭和54年 名古屋市告示第41号)
(昭和60年 名古屋市告示第360号)

物 質	環 境 目 標 値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

- (2) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準
ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準は表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」

平成11年環境庁告示第68号
改正 平成14年環境省告示第46号

媒 体	基 準 値
大 気	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質 (水質の底質を除く)	年平均値 1pg-TEQ/L以下
水質の底質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下
備 考 1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

- (3) 騒音に係る環境基準等
騒音に係る環境基準は表 1-4 に示すとおりである。

表 1-4 騒音に係る環境基準

平成10年 環境庁告示第64号

地域の区分及び類型		道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特 例
		AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	65デシベル以下 *40デシベル以下
備 考		1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで 3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、この基準によることができる。） 4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。					

(4) 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準及び名古屋市内水域の類型指定状況は表 1-5(1)～表 1-5(5)に、名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値は表 1-6(1)～表 1-6 (2)に示すとおりである。
地下水の水質に係る環境基準は表 1-7 に示すとおりである。

表 1-5 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年 環境庁告示第59号
平成11年 環境庁告示第14号

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01mg/L以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 検出されないこととは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

表 1-5 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 河川 (湖沼を除く)

水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年 環境庁告示第59号

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2 級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級、 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L以上	-
備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。 (湖沼もこれに準ずる。)						

- 注 1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 1-5 (3) 水域の種類の指定状況

水 域	該当類型	達成期間
名古屋市 内	荒子川 (全域)	イ
	中川運河 (全域)	イ
	堀 川 (全域)	イ
	山崎川 (全域)	イ
庄内川 域等	庄内川下流	イ
	新川下流	ハ
	日光川 (全域)	ハ

注) 達成期間 イ 直ちに達成 ハ 5年を越える期間で可及的すみやかに達成

表 1-5 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 海域 (水素イオン濃度等)

水域 :名古屋港 (甲) 該当類型 :海域 C

達成期間 : 5 年を越える期間で可及的すみやかに達成)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン 抽 出 物 質 (油分)	
A	水 産 1 級 水 浴 自然環境保全 及び B 以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出 されないこと	水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
B	水 産 2 級 工 業 用 水 及び C の欄に 掲 げ る も の	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	-	検出 されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	-	-	

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 1-5(5) 生活環境の保全に関する環境基準 海域 (全窒素、全燐)

水域 :伊勢湾 (イ) 該当類型 :海域 IV 達成期間 :直ちに達成する

	利用目的の適応性	基 準 値		該当 水域
		全窒素	全 燐	
	自然環境保全及び 以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
	水 産 1 種 水浴及び 以下の欄に掲げるもの (水産2種 及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
	水 産 2 種 及び の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
	水 産 3 種 工 業 用 水 生 物 生 息 環 境 保 全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測 定 方 法		規格45.5に定める方法	規格46.3に定める方法	

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

表 1-6 (1) 名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値

昭和49年 名古屋市告示第184号

項 目	目 標 値
カドミウム	0.01mg/L以下
シアン	検出されないこと
有機リン	検出されないこと
鉛	0.1mg/L以下
クロム(六価)	0.05mg/L以下
ヒ素	0.05mg/L以下
総水銀	検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと

注1 目標値は最高値とする。

ただし、総水銀に係る目標値については、年間平均値とする。

2 有機リンとは、メチルジメトン及びPPNをいう。

3 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。

4 設定後直ちに達成され、維持されるよう努めるものとする。

5 測定の実施は、水域の水量の多少を問わずに随時行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

表 1-6 (2) 名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値

昭和49年 名古屋市告示第184号

地 域 項 目		河 川			海 域	
		A	B	C	A	B
目 標 値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	7.0以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下	-	-
	化学的酸素要求量 (COD)	-	-	-	6mg/L以下	8mg/L以下
	浮遊物質量 (S)	25mg/L以下	30mg/L以下	40mg/L以下	20mg/L以下	30mg/L以下
	溶存酸素量 (O)	5mg/L以上	3mg/L以上	2mg/L以上	3mg/L以上	3mg/L以上
補 助 指 標	透視度	20度以上	10度以上	10度以上	20度以上	10度以上
	生物指標	モロコ類 タナコ類 川エビ	コイ メダカ ドジョウ オイカワ (シラハエ)	フナ マナマズ	ヌメリゴチ ヒイラギ (ゼンメ) マアナゴ (メジロ) ボラ (イナ) スズキ (セイゴ) サヨリ シャコ	マハゼ その他ハゼ類 フジツボ マシジミガイ
	総合汚染度	15未満 きれい		20未満 少し汚れている	-	-

注1 目標値は、日間平均値とする。
2 補助指標は、目標値の示す水質の状態を理解するための参考とする。
総合汚染度とは、河川の汚染変化について総合汚染度標示法により、透視度、浮遊物質
量、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) の4項目について変換図を利用して各項目を化学
的酸素要求量の値に変換し、これと化学的酸素要求量の実測値との合計を算術平均したも
のである。
3 総合汚染度をSとすると、総合汚染度は次の式により算出される。
$$S = \frac{1}{5} (Q1+Q2+Q3+Q4+Q5)$$

この式において、Q1、Q2、Q3、Q4及びQ5は、それぞれ化学的酸素要求量に変換された透
視度、浮遊物質、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) 並びに化学的酸素要求量の実測
値を表すものとする。
4 昭和56年を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。
5 測定の実施は、水域が通常の状態にある場合に行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設
定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

< 地域区分 >

地域区分		地 域
河 川	A	天白川上流部 (天白橋から上流の水域に限る。)、山崎川上流部 (新端橋から上流の水域に限る。)、新川上流部 (平田橋から上流の水域に限る。)及びこれらに流入する公共用水域
	B	天白川下流部 (天白橋から下流の水域に限る。)、扇川 (全域)、山崎川下流部 (新端橋から下流の水域に限る。)、矢田川 (全域)、庄内川 (全域)、新川下流部 (平田橋から下流の水域に限る。)、戸田川 (全域)、福井川 (全域)及びこれらに流入する公共用水域
	C	大江川 (全域)、新堀川 (全域)、堀川 (全域)、中川 (全域)、荒川 (全域)及びこれらに流入する公共用水域
海 域	A	市内域の海域のうち庄内川左岸線を空見町及び金城埠頭二丁目の区域の西岸に沿って延長した線より東の海域
	B	市内域の海域のうちAの地域に属しない海域

表 1-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年 環境庁告示第10号
平成11年 環境庁告示第16号

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01mg/L以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 検出されないこととは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 1-8 に示すとおりである。

表 1-8 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年 環境庁告示第46号
改正平成13年環境省告示第16号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006g以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ぼろ素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	

1-2 公害関係法令による規制基準等

(1) 大気汚染に係る規制

工場・事業場等に対する規制は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、愛知県公害防止条例（昭和 46 年愛知県条例第 32 号）及び名古屋市公害防止条例（昭和 48 年名古屋市条例第 1 号）により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、工場・事業場ごとに硫黄酸化物、窒素酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

ア. 大気汚染防止法

ばい煙発生施設から発生するばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等の有害物質についての排出基準及びばい煙発生施設を設置する一定規模以上の工場・事業場（特定工場等）から排出される硫黄酸化物についての総量規制基準が定められている。

なお、同法では、このほかに硫黄酸化物に係る規制として、燃料の使用に関する基準が定められている。

また、一般粉じん発生施設については、その構造・使用等に関する基準が、特定粉じん発生施設については、工場・事業場の敷地境界における規制基準、測定義務などが定められており、特定粉じん排出作業については、作業基準が定められている。

本施設の稼働については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及び硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。

イ. ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設から大気中に排出される排ガスに含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、ダイオキシン類について排出基準が定められている。

本施設の稼働についてはダイオキシン類の排出基準が適用される。

ウ. 愛知県公害防止条例

ばい煙発生施設から発生するばいじん、硫黄酸化物及びカドミウム等の有害物質についての排出基準並びに一定規模以上の工場・事業場（大気指定工場等）から排出される硫黄酸化物についての総量規制基準が定められている。

また、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設については、その構造・使用等に関する基準が定められている。

本施設の稼働については、硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。

なお、愛知県公害防止条例の見直しにより改正された場合は、その内容に配慮する。

エ. 名古屋市公害防止条例（改正後：市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）

一定規模以上または特定の作業を行う工場・事業場を対象に、硫黄酸化物及び窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

本施設の稼働については、硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制基準が適用される。

なお、名古屋市公害防止条例が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に改正された場合は、その内容に配慮する。

(2) 騒音に係る規制

騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び愛知県公害防止条例に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。これらの法律・条例では、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業を規制対象とし、それぞれに規制基準を定め、これに適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合には、改善勧告ができることとなっている。

本施設の稼働及び建設工事については、騒音規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される。

(3) 振動に係る規制

振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び愛知県公害防止条例に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。これらの法律・条例では、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業を規制対象とし、それぞれに規制基準を定め、これに適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合には、改善勧告ができることとなっている。

本施設の稼働及び建設工事については、振動規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が適用される。

(4) 悪臭に係る規制

悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制対象地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、アンモニアをはじめとする 22 物質について敷地の境界線における濃度規制基準を定めている。

また、アンモニアをはじめとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンをはじめ 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

さらに、悪臭公害は複合した臭気によるものも多くあり、法に基づく規制では十分な対応がとれないことがあるため、名古屋市では悪臭対策指導基準を定め、複合した臭気に対して、人の嗅覚による指導基準値 (臭気濃度) を設定している。

本施設の稼働については、悪臭防止法に基づく、敷地の境界線における規制基準及び排出口における規制基準が適用されるほか、名古屋市悪臭対策指導基準に基づく臭気濃度に係る指導基準値が適用される。

(5) 水質汚濁に係る規制

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、工場・事業場から排出される排水の規制が行われている。

水質汚濁防止法は、汚水又は廃液を排出する一定の施設(特定施設)を設置する工場・事業場(以下、特定事業場)で、公共用水域(河川、湖沼、港湾、沿岸海域などをいう。ただし、公共下水道を除く。)に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準(濃度規制)は、健康項目(有害物質)及び生活環境項目について定められており、一部の項目については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号)により上乗せ排水基準が定められている。

さらに、昭和55年7月からは、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)を対象にCOD(化学的酸素要求量)の総量規制が導入され、4次にわたる総量規制の実施により、着実に汚濁負荷量の削減が図られてきた。また、窒素、磷については、富栄養化対策指導指針等に基づく削減指導が行われ、各種の改善対策が実施されてきた。

さらに平成14年10月からの第5次水質総量規制では、従来のCODに加えて新たに窒素、磷を対象とし、汚濁負荷量の一層の削減を図ることとしている。

(6) 地盤沈下に係る規制

工業用水法(昭和31年法律第146号)に基づき、港・南区の一部地域が地域指定を受けており、当該指定地域内での揚水設備の新設に許可制が採用されている。また、事業予定地周辺は全域が愛知県公害防止条例に基づく揚水規制区域として指定されており、家事用を除く全ての揚水設備の設置に許可制が採用されるなど、地下水揚水規制が行われている。

さらに、名古屋市公害防止条例に基づき、市の全域が地下水採取規制の適用を受ける指定地域として指定されており、当該指定地域内の工業、建築物、車両洗車、農業及び温泉の用途に供する揚水設備の設置に許可制を採用している。

(7) 土壌に係る規制

名古屋市土壌汚染対策指導要綱に基づき、特定有害物質(土壌の汚染に係る環境基準27物質のうち、農用地対象である銅を除く25物質)を使用等している事業者は、その使用状況等を把握するとともに、面積500㎡以上の工場等の敷地又は跡地において、建築物等の移転や廃止に伴い土地を改変する場合には、土壌調査を行い、調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、処理対策を行うよう義務付けられている。

また、平成15年2月15日には土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)が施行され、その法では有害物質使用特定施設の使用の開始時などにおいて、事業者は土壌汚染状況調査を行い、調査の結果、土壌汚染が確認された場合には指定区域として台帳に記載され、汚染の除去等の措置や、土地の形質の変更の制限がされることとなる。

1-3 自然環境関係法令による指定状況等

(1) 国立公園、国定公園及び県立自然公園

調査対象区域には、自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項の規定により指定される国立公園、同法第10条第2項の規定により指定される国定公園及び同法第41条の規定により指定される県立自然公園の区域はない。

(2) 自然環境保全地域

調査対象区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定される自然環境保全地域及び同法第45条第1項の規定により指定される県立自然環境保全地域はない。

(3) 緑地保全地区

調査対象区域には、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第3条第1項の規定により指定される緑地保全地区はない。

(4) 鳥獣保護区

調査対象区域には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区はないが、名古屋市全域が銃猟禁止区域に指定されている。

また、事業予定地の西側の水域は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「国指定鳥獣保護区(国設藤前干潟鳥獣保護区)」に指定されている。その約770haのうち約323haが特別保護地区であり、ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録されている。

この条約は、国境を越えて移動する水鳥の生息地として重要な湿地を条約事務局(スイス:グラン)に登録し、国際的に保全を進めようとするものであり、昭和46年に発効されている。日本は昭和55年に加盟しており、現在は13箇所が登録されている。

(5) 風致地区

調査対象区域には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区の区域はない。

(6) 保安林

調査対象区域には、森林法(昭和26年法律第249号)第25条に基づき指定された保安林の区域はない。

2 環境保全に関する計画等

2-1 愛知地域公害防止計画

名古屋市は、その全域が「環境基本法」(平成5年法律第91号)第17条第1項の規定により策定された「愛知地域公害防止計画」の策定地域となっている。

策定状況を表2-1に、愛知地域公害防止計画の目標を表2-2に示す。

表2-1 愛知地域公害防止計画の策定状況

地 域 名	地域の範囲	計画策定指示	計画承認年月日	計画期間
愛知地域	名古屋市始め 43市町村	平成13年 7月6日	平成13年 12月10日	平成13年度～ 17年度

出典：平成14年版「環境白書」(愛知県)

表2-2 愛知地域公害防止計画の目標

項 目		目 標
大 気 汚 染	二酸化硫黄	大気汚染に係る環境基準
	一酸化炭素	
	浮遊粒子状物質	
	光化学オキシダント	
	二酸化窒素	
	ベンゼン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	ダイオキシン類	
水 質	人の健康保護項目	水質汚濁に係る環境基準等
	生活環境保全項目	
騒 音	騒 音	騒音に係る環境基準
	航空機騒音	航空機騒音に係る環境基準
	新幹線鉄道騒音	新幹線鉄道騒音に係る環境基準
振 動		大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度
悪 臭		大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度
地盤沈下		地盤沈下を進行させないこと
土壌汚染		土壌の汚染に係る環境基準

出典：平成14年版「環境白書」(愛知県)

2-2 愛知県環境基本計画

愛知県は、愛知環境基本条例（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、愛知県環境基本計画を平成 9 年 8 月に策定している。

この計画は、社会・経済全体を持続可能なものにしていくための長期的な目標と施策の方向を盛り込んだものであり、愛知県の環境施策の基本となるものである。

県が環境に影響を及ぼす各種計画・施策の立案・実施する場合には、この計画の目標などとの整合を図ることとしている。また、この計画は、県及び市町村、事業者、県民が公平かつ適正な役割分担のもとに、連携・協力して環境保全の取り組みを推進していく指針となるものである。

21 世紀初頭における環境保全施策の方向を示す羅針盤として、愛知県環境基本計画（改定計画）を平成 14 年 9 月に策定している。

2-3 名古屋市環境基本計画

名古屋市では平成元年に「なごや環境プラン」を策定し、平成 8 年には地球環境を守るための行動計画「なごやアジェンダ 21」を策定し推進を図っている。

名古屋市環境基本条例（平成 8 年条例第 6 号）が制定され、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っていることを宣言するとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 11 年 8 月に名古屋市環境基本計画を策定している。

この計画は、名古屋市環境基本条例に定められた環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、今後の環境施策が目指す目標、目標の実現に向けた環境の保全に関する施策の大綱、自主的な環境への配慮を促進するための環境配慮指針を定めている。

この計画は、平成 22 年度を目標年度とし、新たな環境問題や社会情勢の変化に対応して、平成 17 年度頃を目途に見直すものである。

2-4 名古屋市地球温暖化防止行動計画

本市域内の地球温暖化防止対策の具体的な推進を図るため、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス 6 物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）について、検討を加え「名古屋市地球温暖化防止行動計画」が平成 13 年 8 月に策定された。

この計画では本市における温室効果ガスの排出実態と排出特性を明らかにするとともに、既に表明している二酸化炭素排出量の 10%削減を達成するために、国や産業界における対策、本市の対策、市民・事業者それぞれの自主的に取り組む日常的な実践行動とその効果、さらには各主体の適切な役割分担に基づいた具体的な行動を示すものである。

また、この計画に示された行動は将来においても継続的に推進することが必要であることから、温室効果ガスの排出状況や自主的な行動の進捗状況を点検しつつ、より効果的に推進するための方策を検討・推進する進行管理の仕組みについても示している。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1
地形図、5万分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平15部複、第53号)

この方法書は本文に再生紙(古紙配合率100%、白色度70%)を使用している。